

■ 第4回 検討小委員会（各種商品小売業）

日 時：令和3年11月30日（火）

会 場：新潟労働基準監督署 会議室

（事務局）

ただいまから新潟地方最低賃金審議会新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性の審議、第4回小委員会を開会いたします。

それでは、議事の進行を、委員長よろしくお願いします。

（事務局）

その前に、私の方から一つ、労働者側の資料につきましては資料No.2についていますけれども、これについて私の解釈の中では、第3回の検討小委員会の労働者側の主張と考えていたものですから、事前に使用者側にも渡したものです。少し配慮が足りなかったことについてはおわびいたします。

（委員長）

前は労働者側から意見陳述がありまして、それを受けて使用者側からも主張が行われたところです。それに対する意見などあれば追加資料を含めて、それが資料No.2の労働者側の主張なのでしょうか。簡単をお願いします。

（片山委員）

読むような形になるかもしれないのですけれども、それはご了承ください。

検討小委員会での、使用者側の主張に対する受け止めということで書かせていただいておりますが、公正競争ケースで申出の場合、不当な賃金の切り下げにより公正競争が妨げられているかということ論点として、使用者側の委員から主張がされています。確かに、不当な賃金の切り下げが行われているかについては、こちらといたしましても、各企業における法令遵守というところで、ほとんどありえないと思われまます。しかしながら、不当な賃金の切り下げが行われているかを主張され続けていますが、賃金の切り下げが行われていないのであれば、検討する余地もないという考えなのかということはお聞きしたいところでした。

その部分も踏まえて再度、労働者側として理解を図りたいというところです。上記の点も踏まえて労働者側の主張ということで、まず（1）企業の枠を超えた公正競争のための特定最低賃金についてです。特定最低賃金は当該産業の労使のイニシアチブを発揮することを前提としており、唯一、企業の枠を超えて産業別、職業別に事業の公正な競争を賃金で担保

するとともに、未組織労働者を含めた労働者の労働条件の向上を図るための手段として、団体交渉を代替する役割を果たしています。つまり、使用者側の考えていらっしゃる個別企業での労使交渉の場で行うべきという考えについては、特定最賃の役割から外れているのではないかと労働者側としては考えます。

しかし、使用者側の意見の中では、個別企業内以外にも、業種や地域などそれぞれの問題においてふさわしい場で行われると言われるが、まさにそれが業種として検討するこの場、特定最賃の各種商品小売業の特定最賃の場であると労働者側としては考えます。

そのほかに、話が変わるのですけれども、令和 2 年 4 月より同一労働同一賃金を基本とした均衡処遇が法制化されましたけれども、特定最賃は同じ産業、業種であっても、賃金格差が大きい実態を是正し、労使が企業の枠を超えて、同一労働同一賃金の基盤を形成することに有効であると考えております。産業の公正競争をより高いレベルで確保して底上げを図っていくということは、当該産業の魅力や、そこで働く労働者の働きがい、誇りを高めて、産業と企業との健全な発展へとつながると考えております。

産業を発展させるための一つの例として、本年 9 月に家電量販店の労働組合が会社と交渉をして決めた労働条件が、同じ地域の同じような会社すべてに適用される地域的拡張適用として決定されました。皆様もご存じだと思うのですけれども。

詳細といたしましては、家電量販店の三者と労働組合が 1 月に結んだ労働契約で、年間休日数を最低 111 日にしなければならないと定めて、その三者の労働組合が申し立てをして、地域的拡張適用が認められた。それによりまして、水準を下回る未組織労働者も含めた地域の労働者にも適用されるような形になりました。このような形で、産業内の改善に向けて、同業種の労使が同じ方向に向かって取り組んでいくことで、より魅力ある産業の発展につながっていく。つまり、その産業が発展することは、特に近年の労働者不足の中においては、経営資源の一つである人材を確保する有効な手段ともなり得ると労働者側としては考えます。

(2) に関しましては、意見陳述の内容をまとめたものになりますので、そちらのほうは、お読みいただければと思います。内容的には、やはり人材不足という現状も踏まえているというところがございます。

(3) 現状を踏まえた特定最賃の引き上げの必要性について、意見陳述の中でも、意見からも分かるとおり、当該産業に関しましては、地域の発展や市民の利便性を充実させる産業である一方、働き手がいないと、やはり店舗運営ができないという産業でございます。企業といたしましても、いろいろと改善に向けて業務効率化が図られていますけれども、現状といたしましては、まだまだマンパワーが必要な産業であります。

また、当該産業に関しましては、平日だけでなく土日出勤ももちろんございますので、若い正社員のなり手がいないというところです。U Aゼンセンの流通部門が行ったアンケート調査の中で、就職志望の大学生約 45 パーセントが、小売業を志望しないという結果となっております。理由としては、休暇が取れない、残業時間が多い、勤務時間が長いという理由が挙げられます。

若者が、当該産業を選ばない分、当該産業を支えている労働力は、もちろんパートタイマーやアルバイトが中心となります。正社員と同様に、業務に対する責任もそれらのパートタイマーやアルバイトが担うような現状でもございます。

今後、若者も含めてすべての労働者に対しまして、魅力ある産業となっていくために希望する休日が取れるなどのさまざまな労働環境の改善が必要であると考えております。その改善項目の一つとして、当該産業の賃金の底上げというところ、つまり特定最賃の引き上げは必須であると考えています。今後、当該産業の発展のためには、今後とも使用者側と労働者側が寄り添っていかないと、この産業の全体の発展は望めないと考えます。

これまでも、特定最賃の場で、労使は真摯な交渉を重ねてきて、特定最賃の引き上げにつなげまして、未組織労働者にも波及させてきました。流通産業に関しましては、自然災害や感染症の拡大下においては、ライフラインとしての役割も果たしておりますし、その最前線に立つ労働者の頑張りに、労使共に報いてきたということです。これからも小売業の発展に向けて、労使がきちんと話し合っただけで前に進めていくべきと考えます。

そのためには、不当な賃金の切り下げを行うということだけでなく、産業の現状を見据えたうえで、必要性がある賃金の底上げを検討することが、そこで働く既存労働者の労働意欲の向上、あとは人材確保、雇用の安定などに結びつきます。今後の企業の発展、そこで働く人の生活の向上に取り組んでいくべきであると再度、主張させていただきたいと思っております。

(委員長)

そうしましたら、これを踏まえて使用者側からも書面でいただいているのですけれども、主張をお願いします。

(徳武委員)

それでは、資料 No. 3 で、こちらに綴じられております。もっと早く出せばよかったのですけれども、すみません。労働者側の資料をいただいたのが 19 日だったのですけれども、もう私どももコロナが収まってきて、リアルな会合とか東京の出張とか重なりまして、提出は昨日になってしまいまして大変申し訳ありませんでした。

それで、労働者側の委員からこのように、また、ご意見を出されましたので、それもございまして、私どもの主張について、一部これまでのご説明の繰り返しになるところもありま

すけれども、読み上げさせていただきたいと思います。

まず、1です。使用者側の資料にありました「検討小委員会における使用者代表委員会の主張に対する受け止めについて」ということで、最初にお話をさせていただきます。

コロナ禍で不当な賃金の切り下げが行われていると主張され続け、賃金の切り下げを行っていないとなれば検討する余地もないというお考えなのでしょうか、と記載されておりますけれども、前にも御説明しましたとおり、地方最低賃金審議会の検討小委員会などの報告等の考え方に基づいて、そうならざるを得ないと考えております。

また、理由は最後に述べさせていただきますけれども、本制度の目的外のことについて議論を行うということは、当審議会並びに小委員会の審議として、不適切なものとみられかねず、使用者代表委員としては、このような議論にくみすることはできかねると考えております。

2でございます。「企業の枠を超えた公正競争のための特定賃金について」と記載されたところについてお話をいたします。

最初に、特定最賃は当該産業の労使のイニシアチブを発揮したことを前提としているということで、以下、団体交渉をほかの代替する役割を果たしていると記載されておりますけれども、これについては首肯できるものと考えております。ただし、労働条件の向上を図るための手段、この中に記載されておりますけれども、それについては、前にもお話ししました平成4年5月15日の中審の検討小委員会の報告によれば、労働協約ケースは労働条件の向上、また、公正競争ケースは事業の公正競争の確保を受けて設定されていると理解することが適当であるとありまして、公正競争ケースによる特定最低賃金の目的ではないと考えております。

2の(2)です。「使用者代表の意見の中では、個別企業代替に加えて、業種や地域などそれぞれの問題に応じたふさわしい場で行われるべきであるといわれているが、まさにこれが業種として検討するこの場であると考え」との記載がございますが、こちらは首肯できかねます。

私どもが申し上げましたことは、人材の確保や働き方の賃金や処遇、その他の課題への対応などは使用者代表としても重要であると考えております。ですから、幅広い観点から、労使で議論を重ねていくことが必要であり、そういうような議論は個別、あるいは業種や地域などそれぞれの問題に応じた場で行われる、ふさわしい場で行われるべきだということでございます。

ここで申しますその他の課題とは、多様な働き方とか、高齢者の雇用継続などの労働問題、あるいはダイバーシティ&インクルージョンや、顧客のニーズの意識の変化、DX、G

Xなどのビジネス環境の変化への対応など、そういった課題への対応など幅広いものを含んでおります。これらの課題の解決のためには、個別の企業ごとだけでなく、その内容に合わせてその地域や業種など、適切な枠組みの中で労使が継続的に実効性のある議論を深めていく必要があると考えているところでございます。

公正競争の確保は、上記の課題への対応の前提条件の一つではございますけれども、当小委員会は、特定最低賃金の改正の必要性を審議するために設けられたものでございます。前述のような、さまざまな課題の解決に向け議論を深めることを目的としているものではございません。

2の(3)です。「特定最賃は、同じ産業業種であっても、賃金格差が大きい実態を是正し、労使は企業の枠を超えて、同一労働同一賃金の基盤を形成することに資する制度として有効であるとする」と記載がございしますが、こちらも首肯できかねます。特定最賃は、関係労使が労働条件の向上、または公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定されるものでございます。一方、同一労働同一賃金は法によりまして、同じ企業内で働く正社員と非正規社員の間で職務内容、職務内容配置の変更範囲が同じ場合は、差別的取扱を禁止し、さらにその他の事情を考慮して、不合理な待遇差を禁止するものでございます。

このように、両者は全く異なるものであり、私どもは、同一労働同一賃金はすでに法により全ての企業に適用されており、いずれの企業にあっても重視されることは当然と考えますけれども、特定最低賃金が賃金格差を是正したり同一労働同一賃金の遵守を促進するためのものとは認識しておりません。

2の(4)です。「産業を発展させるための一つの例として」ということで、先ほど、地域的拡張適用のお話がございました。その見方については首肯できるものと思っております。ただし、労働条件の地域的拡張適用は、こちらに記載しましたとおり、労働組合法18条第1項において規定されているものでございます。これを特定最低賃金と比較した場合、昭和61年2月14日の中央最賃の答申別紙にありますように、こちらの内容は説明いたしませんけれども、労働協約ケースがこの地域的拡張適用に類似するものと思われま

3、「産業で働く者の現状と課題」「現状を踏まえて、特定最低賃金の引き上げの必要性について」と書かれたところでございます。ここに記載されておりますように、各種商品小売業において、さまざまな課題がござい

当該産業の発展のためには、今後も使用者代表と労働者代表が寄り添っていかないと、この産業発展は望めず、これからも労使が話し合

って前に進むべきとのご意見は首肯できるものと思

います。そのためには、労働者代表委員の述べられるように、当該産業の現状を見据え

たうえでの必要性のある賃金の底上げを検

討することで、そこで働く既存労働者の勤労意欲の向上などという意見も首肯できるものと考えております。

であればこそ、公正競争ケースに基づく特定最低賃金の改正の必要性を審議する、当審議会並びに小委員会ではなく、前述いたしましたとおり、それぞれの問題に応じたふさわしい場において、労使交渉で継続的に実効性のある議論を深めていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

最後に4として、「当小委員会の審議について」述べさせていただきます。第3回の小委員会でご説明いたしましたように、人材の確保や賃金の問題は、各種商品小売業に限ったものではなく、上記3であげられた課題のほかにも、例えばコロナ禍の長期化により、労働環境の厳しさや感染リスクが高止まりしている医療サービス関連、売上の回復が見られない飲食、宿泊関連の業種など、それぞれ特有の深刻な問題を抱えている業種もございます。

また、第2回小委員会で、労働者代表委員の示された資料では、当該業種の賃金水準は、他業種と比較し、むしろ中位ではございましたけれども、各種商品小売業より賃金水準が低位にある業種には、今も申し上げましたような厳しい状況におかれているものもございません。そうした業種からは特定最低賃金の申出はされておられませんけれども、その一因としては、労働組合の組織率が低く、申出の要件が満たせないということがあるのではないかと考えております。

本年も、すでに地域別最低賃金の引上げ改定がされ、全ての働く人に等しく適用されておりますけれども、昭和56年7月29日中央最低賃金審議会の答申にございますように、現行の大括りの産業別最低賃金は、最低賃金の適用の効率的拡大を図るという役割を果たしてきたが、地域のすべての労働者に適用される最低賃金である、地域別最低賃金が定着し、低賃金労働者の労働条件の向上に実効を持つようになってきた現在においては、現行産業別最低賃金で、こうした経過措置的な役割、機能の見直しを行うことが必要であるとされ、特定最低賃金は労働協約ケースと公正競争ケースのみ、限定的に設けられていることに留意すべきであると思っております。

そういたしましたことから、本審議会も含め、小委員会でも特定最低賃金の審議においては、この制度の趣旨に則り、真摯に議論を行わなければならないと考えております。

また、仮に申出のあった業種の個別の事情を取り上げて、改正等の必要性も認めるとなると、先ほど申し上げましたように、①として地域別最低賃金の意義を失わせる、②申出に至らない業種との間で公平性が確保できず格差が発生あるいは拡大する。そのほか③として、委員がそもそも制度内容を理解していない、あるいは誤った解釈をしている、あるいは制度内容を逸脱し、当事者の都合のよいように物事を決めっていると受け取られるといった懸念

があるのではないかと考えております。

使用者代表委員といたしましては、このように当審議会の審議が不適切なものとなり、ひいては当審議会に対する社会の信頼が失われることになりかねないような議論にくみすることはできないと考えております。

今般、労働者代表委員から、不当な賃金切り下げが行われているかについては各企業においては法令を遵守している以上、ほとんどありえないと思われるとの見解や、意見陳述に出席されました労働者代表関係者から、不当な賃金切り下げが行われているとは承知していない旨の表明がございましたが、使用者代表委員としても認識が一致しているところでございます。

つまり、公正競争ケースによる各種商品小売業の特定最低賃金の審議におきまして、公正競争を妨げる不当な賃金の切り下げが行われていないという労使の基本的認識が一致していることから、双方とも改正の必要性なしという結論となることが適切なあり方と考えております。

(委員長)

ありがとうございました。双方から、改めて御主張をいただいたのですけれども、平行線になりますので、一度、個別にお話を聞きたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

そうしましたら、労働者側からお話を聞きたいと思っておりますので、部屋の移動をお願いします。

(永井委員)

1回休憩ということですね。

(委員長)

そうです。

(事務局)

使用者側の控え室は審査室を用意してありますので、ご案内します。

休 憩

再 開

(委員長)

当委員会では、8月23日に第1回検討小委員会を開催後、これまで労使の主張をもとに議論を重ねることで、合意に至るよう努力をしております。しかしながら、労使双方の

考え方の隔たりは大きく、労使双方の合意には至りませんでした。特定最低賃金が労使のイニシアチブにより決定されるものであることから、労使の合意が得られず、全会一致に至らないという現状では、必要性ありとは言えないという結論に達せざるを得ないと考えております。

以上をもちまして、この小委員会は、この結論ということで終わりにしたいと考えております。あとは、審議会に報告する形になりますので、その手続き的なところはまた事務局とのやり取りになるかと思っております。というのは、審議会に報告書を出すことになります。

公益委員の意見としては、今述べたことが、この結論になるかと思うのですが、その前に労働者側意見や使用者側意見にこういうものがあつたということを書いて、今の私の話したことになりますので、労働者側からの意見、使用者側の意見という形です。今回の資料 No. 1 でまとめてあるのですが、もしここに付け足したいこと、本審に何か付け足したいものがあれば、本審の前までに事務局に早めに伝えてください。新たな主張はだめです。けれども、この前とやり方が違うということがあれば、お話しください。お願いします。

(事務局)

多分、これに加えるとすれば今回の資料 No. 2 のまとめたものとなると思います。一応、資料 No. 1 と 2 に関しては、事前に労使で了解がとれているので、あとこれに新たに本日のものを加えるという形でしょうか。それとも、これでいいという形になりますでしょうか。

(片山委員)

せっかくなので、そこはまとめていただいて。

(事務局)

追加という形でさせていただきたいと思っております。

(委員長)

追加したものを本委員会報告として、私の方でまとめることとします。よろしいでしょうか。

それでは、これをもって、小委員会を終了といたします。皆様のご協力に感謝申し上げます。あとは、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは徳武委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。それでは、議事を事務局へお返しします。

(事務局)

それでは、新潟県各種商品小売業特定最低賃金の必要性の審議、第4回の小委員会におきましては、これで終了ということになります。長時間の審議ありがとうございました。